

東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業

事業者公開募集要項

目 次

1	募集の趣旨	1頁
2	事業の内容	2頁
3	事業者選定の手順	3頁
4	応募者の資格等	5頁
5	応募の条件	6頁
6	応募の手続等	7頁
7	提案に関する条件	10頁
8	一次提案と審査事項	15頁
9	質疑	19頁
10	二次提案と審査事項	19頁
11	様式	20頁

平成11年1月

東京都水道局

1 募集の趣旨

東京都水道局は、より災害に強い水道の構築を目指す施策及び地球環境にやさしい循環型都市づくりへの取組の一環として、金町浄水場に常用発電設備を設置し、コージェネレーションシステムを導入することとしました。そして、その設置・運営に当たってPFIを導入することとし、事業者を募集します。

金町浄水場常用発電設備の整備及び管理に当たり、多様な経営手法の「選択」の一環としてPFIを導入していくことは、水道事業経営の効率化を図り、水道財政の安定化に資するものと期待できます。

2 事業の内容

(1) 件名

東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業

(2) 概要

この事業は、民間事業者がコージェネレーションシステムを設置、所有及び運営して、東京都水道局に電力及び蒸気を供給し、東京都が当該電力及び蒸気を購入するものです。電力については、平常時のほか、震災時等に東京電力株式会社からの電力供給が停止した場合においても供給するものとします。蒸気については、排水処理施設のスラッジの加温及び発生土の乾燥用熱源として使用します。

なお、本事業のために設置した設備は、民間事業者が事業期間終了後に撤去し、事業場所を設置前の状況に復帰することとします。

(3) 事業場所

東京都葛飾区金町浄水場1番1号 金町浄水場内
排水処理所屋上のほか東京都水道局が指定する場所

(4) 発電設備の能力

- ア 平常時 電力 外気温度34℃で7,000kW以上
(供給電圧6.6kV)
必要熱量 22,600MJ/h以上
- イ 東京電力株式会社からの電力供給停止時
電力 外気温度34℃で10,000kW以上
(供給電圧6.6kV)

(5) 事業期間

- ア 建設期間 契約締結の日の翌日から供給開始の日の前日まで
- イ 運営期間 供給開始の日から20年を経過する日まで

(6) 供給開始時期

平成12年10月1日(日)(予定)
東京都水道局で整備予定の排水処理施設の更新時期と整合を図る必要があります。

(参考)

PFIとはPrivate Finance Initiativeの略で、公共部門によって行われてきた社会資本の整備、運営等の分野に、民間事業者の資金、経営ノウハウ等を導入し、民間主導で効率的に社会資本を整備しようとする手法とされています。

3 事業者選定の手順

事業者の選定は、2段階の審査で行います。

(1) 日程

ア 一次審査

資格並びに技術提案及び事業計画提案の内容が、東京都水道局が策定する審査基準を満たしている者を、一次審査合格者とします。

公開募集要項及び資料配布	平成11年1月27日(水)～2月3日(水)
公開募集要項等への一回目質問受付	1月27日(水)～2月8日(月)
現場説明会	2月15日(月)
一回目質問回答書配布	2月15日(月)
公開募集要項等への二回目質問受付	2月16日(火)～2月19日(金)
二回目質問回答書配布	3月1日(月)
資格審査申請書及び一次提案書受付	3月29日(月)～3月31日(水)
一次審査結果通知	4月中旬

イ 質疑

一次審査合格者に対し、二次提案に関する事項を事前に調査するため、必要に応じて質疑を行います。

ウ 二次審査

一次審査合格者のうち、二次提案書により東京都水道局の経費が最小となる提案をした者を、事業予定者とします。

この場合において、東京都水道局の経費とは、当該提案に係る電力及び蒸気の料金、東京電力株式会社から供給を受ける電力の料金等を合計したものをいいます。

二次提案募集要項配布	平成11年	6月上旬
二次提案書受付		6月下旬
二次審査結果通知(事業予定者決定)		7月上旬

ただし、いずれも、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には受付を行いません。

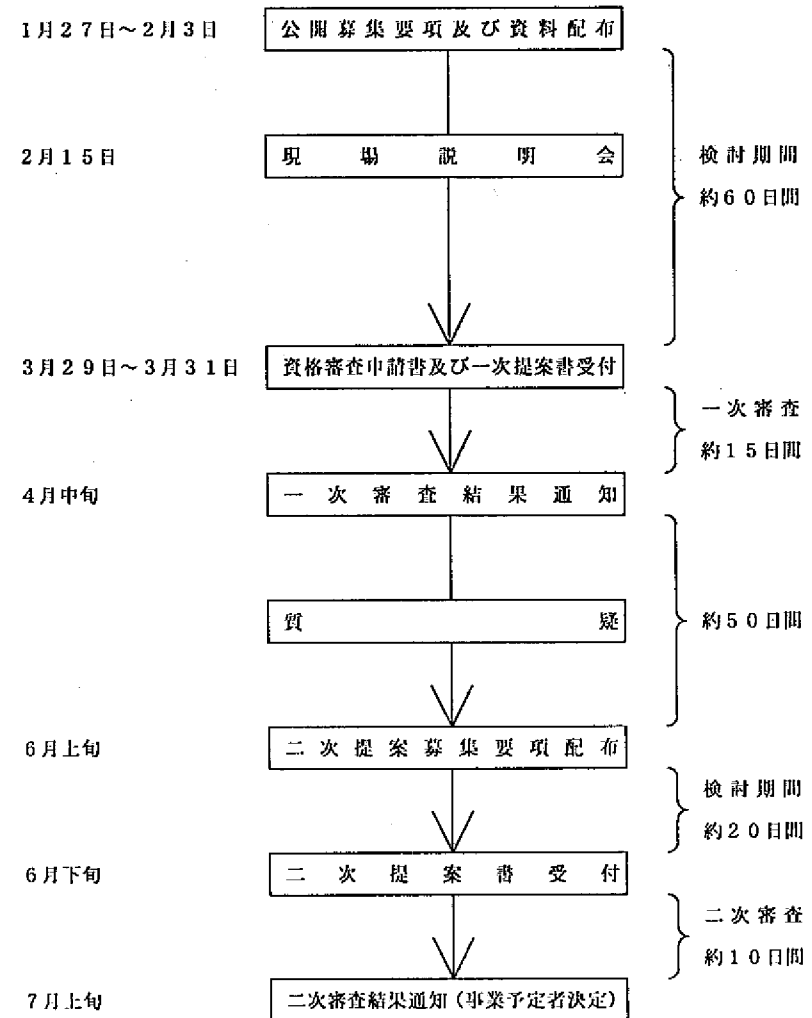
(2) 注意事項

ア 一次審査は資格審査を兼ねています。この資格審査は本事業独自のもので、既存の競争入札参加資格の有無にかかわらず、応募者全員が申請する必要があります。

イ 現場説明会への参加希望者は、別途「資料配布請求書兼現場説明会参加申込書」を提出してください。

ウ 応募状況によっては、一次審査結果通知以降の日程を変更する場合があります。

(参考) 事業者選定の流れ



4 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

次のアからウまでのすべてに該当する法人又は本事業の遂行に当たり株式会社の設定を行おうとする複数の法人（以下「グループ」という。）であること。

ア 応募者又はグループの構成員のいずれかが、別途独立した応募者又はグループの構成員として重複参加していないこと。

イ 東京都との間に本事業のアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）が応募者又はグループの構成員として参加していないこと。

ウ 応募に必要な書類を提出した者であること。

(2) グループで申し込む場合

ア グループで申し込む場合には、必ず代表者を選任して、その代表者が応募手続を行うこと。

イ 資格審査に関する書類はグループのすべての構成員について提出すること。

ウ イの書類以外に、別途グループの構成員表（様式2）を提出すること。

エ グループの構成員は、原則として変更できません。

5 応募の条件

(1) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

(2) 提出書類の変更の禁止

一次提案書受付時に提出した書類の内容の変更は認めません。

その内容は二次提案においても基本的に踏襲することとします。

(3) 虚偽の記載をした場合

応募者が、提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、所要の措置を講じることがあります。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語を、単位は計量法に定めるものを使用することとします。

(5) 著作権

応募者から、本要項に基づき提出される書類の著作権は、書類の作成者に帰属します。ただし、東京都水道局は、本要項に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

(7) 資料の取扱い

東京都水道局が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、東京都水道局の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

6 応募の手続等

(1) 資料配布

希望者には、詳細な資料の配布を次のとおり行います。資料請求に際し「資料配布請求書兼現場説明会参加申込書」の提出が必要です。

ア 日時

平成11年1月27日(水)から2月3日(水)まで
午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎15階 15A会議室

(2) 現場説明会

一次提案書受付の前に、事業場所での現場説明会を次のとおり行います。当日は配布済の公開募集要項や資料等を持参してください。

現場説明会への出席者は、事前に「資料配布請求書兼現場説明会参加申込書」を提出した者に限ります。また、応募状況によっては、1社当たりの参加者を制限することがあります。

なお、現場説明会開催日以外の現場の見学はできません。

ア 日時

平成11年2月15日(月) 午後2時

イ 場所

東京都葛飾区金町浄水場1番1号 金町浄水場内
金町浄水管理事務所本館3階会議室

(3) 一次提案書の提出

応募者は、次により一次提案書と必要書類を提出してください。

ア 日時

平成11年3月29日(月)から同月31日(水)まで
午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

イ 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎15階 15A会議室

ウ 提出書類

- | | | |
|--------------|------|-----|
| (7) 資格審査申請書 | ………… | 1部 |
| (イ) 一次提案書提出届 | ………… | 1部 |
| ・ 技術提案書 | ………… | 25部 |
| ・ 事業計画提案書 | ………… | 25部 |

提案書は、A4判(図面等を折り込んで添付する場合は、A3判も可)サイズとします。

技術提案書及び事業計画提案書にはそれぞれ応募者名を記入した表紙をつけ、左綴じとし、目次を付けるとともに、ページを付してください。

(4) 一次審査の結果通知

一次審査の結果は、応募者に文書で通知します。グループで応募された場合は代表者に対して通知します。

(5) 質疑

一次審査合格者に対し、二次提案に関する事項を事前に調査するため、必要に応じて質疑を行います。実施する場合の日時、方法等は別途通知します。

(6) 二次提案書の提出

一次審査合格者に対して配布する二次提案募集要項に基づき提案をしていただきます。

提案方法等の詳細については、一次審査合格者に対して別途通知します。

(7) 二次審査の結果通知

二次審査の結果は、二次提案書の提出者に文書で通知します。グループの場合は代表者に対して通知します。

(8) 応募の概況等の公表

応募の概況、審査結果の概要、事業予定者名及びその提案内容の概要等については、適宜公表します。

(9) 質問及び回答

本要項及び資料に関する質問及び回答は、次により行います。

ア 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめ、必ず質問書(様式6)を持参、郵送又はFAXで送信してください。

これ以外の方法(電話、口頭等)はご遠慮ください。

イ 受付期間

(7) 一回目質問受付

平成11年1月27日(水)から2月8日(月)まで(必着)

(イ) 二回目質問受付

平成11年2月16日(火)から同月19日(金)まで(必着)

持参される場合の受付は、いずれも午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時までとします。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

ウ 受付場所

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎16階 16B会議室
東京都水道局総務部主計課経営調査係
FAX 03-5388-1681

エ 回答

回答は次のとおり行います。電話や口頭での回答など個別対応は行いません。

(7) 一回目質問に対する回答

現場説明会の当日に会場にて回答書を配布します。

(f) 二回目質問に対する回答

下記の日時・場所で回答書を配布します。

a 日時

平成11年3月1日(月)

午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

b 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎15階 15A会議室

(10) その他

東京都水道局が配布する資料及び回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。

7 提案に関する条件

本事業の遂行に際して、次の条件を満たすことが必要となります。

(1) 事業の運営体制等に関する条件

ア 運営体制

本事業の運営期間は20年間を予定しているため、事業者は長期安定的な運営体制を確立すること。

なお、本事業の事業主体として別会社を設立する場合には、出資者が応募者限りであること等、実質的に応募者と同一性を有すると認められる必要があります。

イ 運転管理体制

情報連絡、応急処置及び確実に運転再開が可能となる常駐の運転管理体制を確立すること。

ウ 保全管理体制及び緊急連絡網

供給設備に事故及び故障が発生した場合の、技術者の参集及び部品調達等の保全管理体制及び緊急連絡網を確立すること。

エ 環境対策等

供給設備の建設に当たり、事業者の責任において環境関係法令等の規制値を遵守すること。

オ その他

(7) 官公署その他関係機関への許可手続等

供給設備の建設及び運転並びに業務の開始に当たって必要となる官公署その他の関係機関への許可手続等は、事業者の責任において行うこと。

(f) 工程管理等

供給設備の建設に当たっては、東京都水道局が施行する関連工事と工程調整し、供給開始時期に合わせるよう工程を管理すること。

(g) その他関係法令等の遵守

事業者は、関係法令等を遵守すること。

なお、建設期間及び運営期間中は、水道法第21条及び同法施行規則第16条の規定に基づき検査等の成績通知書を提出すること。

(h) 補助金の申請手続

新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う新エネルギー事業者支援事業による補助金の利用に当たって必要となる手続等は、事業者の責任において行うこと。
なお、補助金の申請時期等については、別途東京都水道局から連絡します。

(2) 設備及び電力の供給に関する条件

ア 供給能力

(7) 平常時 電 力 外気温度34℃で7,000kW以上

(供給電圧6.6kV)

必要熱量 22,600MJ/h以上

(イ) 東京電力株式会社からの電力供給停止時

電 力 外気温度34℃で10,000kW以上
(供給電圧6.6kV)

(ロ) 配電方式 交流3相3線

(ハ) 周波数 50Hz

供給能力とは、事業者の供給設備によって発電した電力から、事業者の発電設備、蒸気製造設備及び補機類等に必要とする電力を除いたものをいいます。

イ 発電機効率

事業者が設置する供給設備の発電機効率は、外気温度15℃で35%以上とする。また、総合エネルギー効率は、外気温度15℃で65%以上とする。

総合エネルギー効率とは、常用燃料（低位発熱量換算）に対する、平常時電力及び供給蒸気のエネルギー量の合計値の比率をいいます。

ウ 供給設備の耐震性

大規模地震が発生した場合でも、供給に支障を来すことのない耐震性に優れた供給設備を建設すること。

エ 系統連系の場所

金町浄水場内の高度浄水施設の6.6kV高圧配電線と系統連系すること。

オ 電力の供給期間

東京都水道局は、運営期間において逆潮流しない範囲で、電力の供給を常時受けることとする。

ただし、東京都水道局の設備の点検、故障その他やむを得ない事由によるときは、この限りでない。

カ 常用燃料の種別

事業者が使用する常用燃料の種別は都市ガス13A（中庄A）とし、都市ガス配管は、場内に引き込まれている東京都水道局の既設配管（口径200mm）を使用すること。

キ 非常用燃料及び保有量

事業者は、震災等により常用燃料が受けられない場合、非常用電力を10,000kWで24時間以上連続して供給できる非常用燃料を常時保有すること。

なお、震災時等における供給設備の再起動に必要な電源は、事業者が確保すること。

ク 既契約電力の削減

東京都水道局は、事業者が提案する平常時電力を、東京電力株式会社との既契約電力から削減する。

ケ 自家発補給電力契約

東京都水道局は、事業者が提案する電力の供給計画に基づき、東京電力株式会社と自家発補給電力B契約を締結する。

本契約に基づき、東京電力株式会社へ支払う電力料金は、事業者の負担とする。

コ 電力購入料金の最低保障

東京都水道局は、事業者からの電力供給量にかかわらず、契約に定められた事業者の電力供給体制が確保されている場合には、当該契約に定める金額を支払う。ただし、契約において定められた条件を満たしていない場合を除く。

(3) 蒸気の供給に関する条件

ア 供給能力

(7) 平常時必要熱量 22,600MJ/h以上

(4) 供給圧力 0.98MPa(±0.049MPa)

(9) 用途 スラッジ加温用及び発生土乾燥用

ただし、東京電力株式会社からの電力供給停止時を除く。

イ 供給期間

事業者は、運営期間において次の使用用途ごとの期間及び時間帯に、蒸気を供給する。

(7) スラッジ加温用蒸気

a 期間 水温がおおむね10℃を下回る期間（11月から翌年4月頃まで）

b 時間帯 夜間を中心として約16時間程度（昼間脱水機に注入される濃縮スラッジ温度を40℃以上とすること。）

(4) 発生土乾燥用蒸気

a 期間 年間を通じて、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く毎日

b 時間帯 昼間の約7時間

ウ 凝縮水の返送

東京都水道局は、事業者から供給された発生土乾燥用蒸気を、凝縮水として事業者に返送する。

エ 蒸気購入料金の最低保障

東京都水道局は、事業者からの蒸気供給量にかかわらず、契約に定められた事業者の蒸気供給体制が確保されている場合、当該契約に定める金額を支払う。ただし、契約において定められた条件を満たしていない場合を除く。

(4) その他の条件

ア 給排水等に関する条件

(7) 原料水

東京都水道局は、事業者が電力及び蒸気の供給に必要な浄水を、原料水として供給する。

(4) 排水

事業者が設置する供給設備等からの排水は、公共下水道に係る水質基準等に適合するよう処理した後、場内の既設排水管に放流するものとする。

(9) 計装用及び始動用空気

事業者が設置する供給設備の工事又は運転に必要な計装用及び始動用空気

は、事業者が確保すること。

イ 建築に関する条件

(7) 運転管理室等

事業者は、供給設備の運転管理のために管理室等を設置すること。この設置に当たっては、排水処理所屋上のほか、排水処理所2階の一部を利用することができる。

(4) 建屋の耐震安全性

主要な機器の荷重及び配置に関する建屋の構造体としての安全性を確保すること。なお、耐震診断が必要な場合は、二次提案時に行うこととする。

(9) コンクリート基礎

事業者は供給設備等のコンクリート基礎工事に際して、東京都水道局が行う建屋屋上整備工事の工程と整合を図ること。

ウ 分界点に関する条件

(7) 供給電力

東京都水道局及び事業者間の電力の分界点は、事業者が排水処理所屋上に設置する供給盤とし、東京都水道局は、事業者が設置する供給盤に電力ケーブルを接続する。

なお、事業者は供給盤に電力量計を設置し、供給電力の計量を行う。

(4) 供給蒸気

東京都水道局及び事業者間の蒸気分界点は、事業者が排水処理所屋上に設置する管理用区分バルブとし、東京都水道局は、事業者が設置した管理用区分バルブのフランジに蒸気配管を接続する。

なお、事業者は流量計を設置し、供給蒸気の計量を行う。

(9) 凝縮水

東京都水道局及び事業者間の凝縮水分界点は、事業者が排水処理所屋上に設置する管理用区分バルブとし、東京都水道局は、事業者が設置する管理用区分バルブのフランジに凝縮水配管を接続する。

なお、事業者は流量計を設置し、凝縮水の計量を行う。

(4) 都市ガス

東京都水道局及び事業者間の都市ガスの分界点は、東京都水道局が排水処理所屋上に設置する管理用区分バルブとし、事業者は、東京都水道局が設置する管理用区分バルブのフランジに都市ガス配管を接続すること。

(4) 原料水

東京都水道局及び事業者間の原料水分界点は、東京都水道局が排水処理所屋上に設置する管理用区分バルブとし、事業者は、東京都水道局が設置する管理用区分バルブのフランジに原料水配管を接続すること。

なお、東京都水道局は計水器を設置し、原料水の計量を行う。

(4) 排水

東京都水道局及び事業者間の排水分界点は、排水処理所屋上の管理用区分フランジとし、事業者は、東京都水道局が設置する管理用区分バルブのフランジに

排水管を接続すること。

(4) 制御信号等

東京都水道局及び事業者が必要とする制御信号等の分界点は、事業者が排水処理所屋上に設置する制御信号中継端子盤とし、東京都水道局は、事業者が設置する制御信号中継端子盤に制御ケーブル等を接続する。

エ 工事用電力及び浄水等

東京都水道局は、事業者が供給設備等の建設に当たり必要となる工事用電力及び浄水等を供給する。

8 一次提案と審査事項

応募に当たって提出する書類は、資格審査申請書、一次提案書（一次提案書提出届（様式3）、技術提案書及び事業計画提案書）です。それらの内容と、東京都水道局の審査は、次のとおりです。

(1) 資格審査申請書

提案に当たっては次の書類が必要となります。

- ・ 資格審査申請書 (様式1)
- ・ グループ構成員表 (グループで応募する場合に限る。様式2)
- ・ 定款 (最新のもの)
- ・ 会社概要 (最新のもの)
- ・ 印鑑証明書 (一次提案書提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 使用印鑑届 (一次提案書提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 法人税納税証明書 (地方税を含む。一次提案書提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 法人登記簿謄本 (一次提案書提出日前3か月以内に発行されたもの)
- ・ 貸借対照表 (直近実績3年分)
- ・ 損益計算書 (直近実績3年分)
- ・ 利益の処分又は損失の処理に関する議案 (直近実績3年分)

(2) 資格審査

本事業を長期安定的に遂行する能力の有無等について審査を行います。

(3) 技術提案書

本事業においては、災害に強い水道の構築及び地球環境にやさしい循環型都市づくりへの取組を、主たる目標に掲げているため、応募者は、この点を十分に考慮した供給設備の計画を行い、技術提案書を作成すること。

提案に当たっては次の書類が必要となります。

ア 設備計画

- ・ 計画概要 (様式随意)
- ・ システムフロー図 (様式随意)
- ・ 単線結線図 (様式随意)
- ・ 機器仕様表 (様式4-1)
- ・ 機器実績表 (様式随意)

イ 建設計画

- ・ 供給設備等配置平面・立面図 (様式随意)
- ・ 非常用燃料タンク配置平面・立面図 (様式随意)
- ・ 機器重量表 (様式4-2)
- ・ 工事工程表 (様式4-3)

ウ 運転管理計画

- ・ 電力・蒸気供給計画 (様式4-4)
- ・ 運転管理体制 (様式随意)
- ・ 必要資格リスト (様式随意)
- ・ 部品調達等の保全管理体制 (様式随意)
- ・ 定期点検スケジュール・内容 (様式随意)
- ・ 緊急連絡体制 (様式随意)
- ・ 自家発補給電力Bの契約電力 (様式随意)
- ・ 震災時等における始動方法 (様式随意)

エ 環境対策その他

- ・ 省エネルギー性 (様式4-5)
- ・ 環境保全性 (様式4-6)
- ・ 騒音及び振動対策 (様式随意)

(4) 技術提案書の審査

技術提案書に記載された内容に対する審査事項は、次のとおりです。

ア 設備計画

- ・ 環境負荷の低減に寄与するシステムになっているか
- ・ 必要な供給電力及び供給蒸気を満足しているか
- ・ 東京電力株式会社からの電力供給が停止した場合においても、確実に電力を供給できるか
- ・ 主要機器の実績

イ 建設計画

- ・ 排水処理所屋上に適正に配置されているか
- ・ 必要な非常用燃料を保有できているか
- ・ 関連する工事のスケジュールと整合がとれているか

ウ 運転管理計画

- ・ 平常時の運転管理体制
- ・ 震災時等の運転管理体制
- ・ 保全管理体制

エ 環境対策その他

- ・ 省エネルギー性
- ・ 環境保全性
- ・ 騒音及び振動対策

(5) 事業計画提案書

PFIでは、事業関係者間でのリスク分担のより一層の明確化が求められるため、本事業における東京都水道局と事業者が分担すべきリスクについての考えを示すこと。

また、本事業の運営期間は20年に渡り、事業者には長期安定的な運営体制が求め

られるため、事業者の事業期間中のキャッシュフローについて事業収支計画表（様式5-2）を作成すること。なお、事業収支計画表の作成に当たっては、事業に必要な収入及び支出はすべて算入するとともに、売上高、原材料費、販売費及び一般管理費等の数値の根拠を示すこと。

例えば、売上高については、事業者が東京都水道局へ販売する電力及び蒸気の販売単価を示し、別途提出することになっている電力・蒸気供給計画等と照らし合わせることで、事業収支計画表で用いられている事業者の売上高の根拠が分かるようにしてください。

ただし、東京都水道局が供給する原料水の料金及び新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う新エネルギー事業者支援事業による補助金の利用については算入しないこと。

提案に当たっては次の書類が必要となります。

ア 東京都水道局及び事業者間のリスク分担表（様式5-1）

なお、本事業において存在すると考えられる主なリスクを下表に例示してありますので、参考にしてください。

イ 事業収支計画表（様式5-2）

なお、提出する事業収支計画は、応募者が最適と考える1案とすること。

ウ 事業実績表（様式5-3）

段階	リスクの種類	リスクの概要
共通	制度・法令リスク	関係法令・許認可・税制の変更等に係るリスク。具体的にはそれらの変更に伴う電力、蒸気の基本料金ないし建設期間延長に係るコスト増大のリスク。ひいては、当該法令、制度等の変更により本事業が遂行不能になった場合の、損害等の負担リスク。
	パートナーリスク	出資者、事業パートナーの経験・能力不足等に伴う計画の変更、遅延に伴うコスト増大リスク。
計画設計段階	測量・調査リスク	現地調査のミス、不備に伴う計画、仕様変更によるコスト増大リスク。
	設計リスク	設計ミス等による設計変更、遅れによるコスト増大リスク。
	資金調達リスク	本事業のための資金調達ができなくなったり、当初の予定を上回ったりするリスク。
建設段階	排水処理所倒壊リスク	東京都水道局又は事業者の責により、排水処理所建屋が倒壊したため、事業者による本事業の遂行が停止するリスク。
	関連施設整備リスク	排水処理施設の更新工事、建屋補強工事、電気設備工事等が遅延するリスク。

段階	リスクの種類	リスクの概要
建設段階	工事遅延リスク、未完工リスク、コスト・オーバーランリスク	工事の遅延・未完工、工事費の増大のリスク。ただし、制度・法令リスク、排水処理所の倒壊リスク、関連施設整備リスク等の事業者の責によらない遅延・未完工、工事費の増大は除く。
	性能リスク	要求されている性能に不適合であるため、撤去又は改善工事が必要になるリスク。
	不可抗力リスク	天災等により損害を受けた施設の修復等のコスト増大リスク。
運営段階	需要予測リスク	需要が予測を下回るリスク。
	原料リスク	ガスや原料水の供給が停止されるリスク。また、ガスや原料水の料金が値上がりするリスク。
	排水処理所倒壊リスク	東京都水道局又は事業者の責により、排水処理所建屋が倒壊したため、事業者による本事業の遂行が停止するリスク。
	関連施設整備リスク	排水処理施設の更新工事、建屋補強工事、電気設備工事等が遅延し、コスト増大又は操業不能となるリスク。
	性能リスク	要求されている性能に不適合であるため、撤去又は改善工事が必要になるリスク。
	不可抗力リスク	天災等により、損害を受けた施設の修復等のコストが増大し、また、東京都水道局による電力や蒸気の引取りが不能になるリスク。

(6) 事業計画提案書の審査

事業計画提案書に記載された内容に対する審査事項は次のとおりです。

ア 東京都水道局及び事業者間のリスク分担表

- ・ 本事業においてどのようなリスクが存在すると認識しているのか
- ・ 事業者として東京都水道局が負担すべきと考えているリスクの内容
- ・ 事業者がリスクを負う場合の対応策としてはどのようなものを想定しているか

イ 事業収支計画表

- ・ 事業収支計画の現実性

ウ 事業実績表

- ・ 本事業の遂行に適切な実績を持っているか

9 質疑

一次審査合格者に対し、二次提案に関する事項を事前に調査するため、必要に応じて質疑を行います。実施する場合の日時、方法等は別途通知します。

10 二次提案と審査事項

一次審査合格者に対して配布する二次提案募集要項に基づき提案をしていただきます。この二次提案書の内容を、東京都水道局と事業者との契約内容の基本とする予定です。提案方法等の詳細については、一次審査合格者に対して別途通知します。

二次審査に当たっては、一次審査合格者のうち、二次提案書により東京都水道局の経費が最小となる提案をした者を事業予定者として選定します。この場合において、東京都水道局の経費とは、当該提案に係る電力及び蒸気の料金、東京電力株式会社から供給を受ける電力の料金等を合計したものをいいます。

11 様式

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 資格審査申請書 | (様式 1) |
| (2) グループ構成員表 | (様式 2) |
| (3) 一次提案書提出用
ア 技術提案書 | (様式 3) |
| (7) 設備計画 | |
| ・ 機器仕様表 | (様式 4-1) |
| (4) 建設計画 | |
| ・ 機器重量表 | (様式 4-2) |
| ・ 工事工程表 | (様式 4-3) |
| (6) 運転管理計画 | |
| ・ 電力・蒸気供給計画 | (様式 4-4) その1・その2 |
| (5) 環境対策その他 | |
| ・ 省エネルギー性 | (様式 4-5) |
| ・ 環境保全性 | (様式 4-6) |
| イ 事業計画提案書 | |
| (7) 東京都水道局及び事業者間のリスク分担表 | (様式 5-1) その1～その4 |
| (4) 事業収支計画表 | (様式 5-2) その1～その4 |
| (6) 事業実績表 | (様式 5-3) |
| (4) 質問書 | (様式 6) |